

2023 年 11 月 7 日

日本教育保健学会 会員各位

理事長 植田 誠治

日本教育保健学会 臨時総会 (2023 年 11 月 19 日)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、下記により臨時総会を開催いたしますので、ご出席くださいますよう ご通知いたします。また、臨時総会議案書を同封いたしましたので、ご覧いただき、やむを得ず臨時総会にご出席できず、会則第 6 条 5 の規定により、書面または代理人をもって議決権を行使されようとする場合は、同封の「日本教育保健学会臨時総会議案への賛否 回答書」に必要事項をご記入の上、11 月 17 日までに到着するよう、郵送又はメールにて提出してください。

本学会ホームページにも「日本教育保健学会臨時総会議案への賛否 回答書」を掲載しておりますのでご利用ください。

記

1. 開催日時 2023 年 11 月 19 日 (日) 17:00~17:30

2. 開催方法 オンライン会議

<https://us02web.zoom.us/j/6471597481>

ID: 647 159 7481

パスコード: 867269

3. 議案

(1) 第 1 号議案 事務局の所在に関する会則改正

(2) 第 2 号議案 理事の辞任

以上

日本教育保健学会臨時総会（2023年11月19日）議案書

第1号議案 事務局の所在地に関する会則改正

学会の事務局の所在については、事務局長が代わる毎に本学会の銀行口座の住所変更を行う。しかし、会則に事務局の所在地が書かれていないため、銀行口座の住所変更ができな
いため、会則を次のとおり改正する。

[改正前]

日本教育保健学会会則

第11条（事務局）

- 1 本会に事務局を置き、会務の執行を掌理する。
- 2 事務局に事務局長を置き、理事をもって充てる。
- 3 事務局に事務局幹事若干名と事務局補佐若干名を置くことができる。
- 4 事務局の所管事項は別に定める。

[改正後]

日本教育保健学会会則

第11条（事務局）

- 5 事務局の所在地は、事務局長の所属先とする。
- なお、この改正は2023年11月30日より施行する。

第2号議案 理事の辞任

日本教育保健学会会則第10条（役員任期及び補充）

- 2 役員は特段の事由がある場合は、総会の承認を得て辞任することができる。
に則り、杉崎 弘周理事から辞任の意が表明されたため、理事の辞任を承認する。

2023年11月30日をもって杉崎 弘周理事の辞任を承認する。

※なお、第10条（役員任期及び補充）3 役員に欠員が生じた場合は、常任理事会はすみやかに欠員を補充し、理事会の承認を得る。ただし、補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。なお、欠員補充の方法は別に定める。に則り、12月1日から新理事が就任する。